

## 第70号議案

### 愛南町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

愛南町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

愛南町議会議員の議員報酬等に関する条例(平成16年愛南町条例第43号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「286,000円」を「340,000円」に改め、同項第2号中「227,000円」を「275,000円」に改め、同項第3号中「181,000円」を「250,000円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日以後初めてその期日を告示される一般選挙により選出された議員の任期の初日から施行する。

令和6年12月6日提出

愛南町長 中村 維伯

### 提案理由

愛南町議員報酬及び特別職給料審議会の答申に基づき、議員報酬の額を改定するため。

愛南町議会議員の議員報酬等に関する条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条 略 (議員報酬)</p> <p>第2条 議員報酬は、議長、副議長及び議員の別に支給するものとし、その額は、それぞれ次のとおりとする。</p> <p>(1) 議長 月額 <u>286,000円</u></p> <p>(2) 副議長 月額 <u>227,000円</u></p> <p>(3) 議員 月額 <u>181,000円</u></p> <p>2～5 略 以下 略</p>	<p>第1条 略 (議員報酬)</p> <p>第2条 議員報酬は、議長、副議長及び議員の別に支給するものとし、その額は、それぞれ次のとおりとする。</p> <p>(1) 議長 月額 <u>340,000円</u></p> <p>(2) 副議長 月額 <u>275,000円</u></p> <p>(3) 議員 月額 <u>250,000円</u></p> <p>2～5 略 以下 略</p>